

総基一第57号
令和元年11月25日

一般社団法人電気通信事業者協会
会長 澤田 純 殿

総務大臣 高市 早苗

大阪市女児誘拐事件を踏まえた利用者への注意喚起について（要請）

平素から青少年フィルタリングの利用の推進をはじめ、青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

総務省では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）等に基づき、青少年が安心・安全にインターネット等を利用できるための様々な取組を関係府省庁や関係事業者・団体とともに進めています。

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用するようになってきました。

今般、SNSの不適切な利用等により、青少年が犯罪に巻き込まれる深刻な事案が発生したところです。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっています。

貴協会の加盟各社におかれましては、上記の趣旨を御理解いただき、青少年の安心・安全なインターネット利用に向けた丁寧な周知等、必要な措置を講じていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

総 基 一 第 5 7 号
令和元年 11 月 25 日

一般社団法人テレコムサービス協会
会長 鈴木 幸一 殿

総務大臣 高市 早苗

大阪市女兒誘拐事件を踏まえた利用者への注意喚起について（要請）

平素から青少年フィルタリングの利用の推進をはじめ、青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

総務省では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）等に基づき、青少年が安心・安全にインターネット等を利用できるための様々な取組を関係府省庁や関係事業者・団体とともに進めています。

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年が SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用するようになっていきます。

今般、SNS の不適切な利用等により、青少年が犯罪に巻き込まれる深刻な事案が発生したところです。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっています。

貴協会の加盟各社におかれましては、上記の趣旨を御理解いただき、青少年の安心・安全なインターネット利用に向けた丁寧な周知等、必要な措置を講じていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

総 基 一 第 5 7 号
令和元年 11 月 25 日

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
会長 井村 公彦 殿

総務大臣 高市 早苗

大阪市女兒誘拐事件を踏まえた利用者への注意喚起について（要請）

平素から青少年フィルタリングの利用の推進をはじめ、青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

総務省では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）等に基づき、青少年が安心・安全にインターネット等を利用できるための様々な取組を関係府省庁や関係事業者・団体とともに進めています。

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年が SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用するようになっていきます。

今般、SNS の不適切な利用等により、青少年が犯罪に巻き込まれる深刻な事案が発生したところです。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっています。

貴連盟の加盟各社におかれましては、上記の趣旨を御理解いただき、青少年の安心・安全なインターネット利用に向けた丁寧な周知等、必要な措置を講じていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

総 基 一 第 5 7 号
令和元年 11 月 25 日

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 会田 容弘 殿

総務大臣 高市 早苗

大阪市女兒誘拐事件を踏まえた利用者への注意喚起について（要請）

平素から青少年フィルタリングの利用の推進をはじめ、青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

総務省では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）等に基づき、青少年が安心・安全にインターネット等を利用できるための様々な取組を関係府省庁や関係事業者・団体とともに進めています。

近年、青少年のスマートフォン等のインターネット接続機器の利用が急速に進んでおり、多くの青少年が SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用するようになっていきます。

今般、SNS の不適切な利用等により、青少年が犯罪に巻き込まれる深刻な事案が発生したところです。

未来を担う青少年が、このようなリスクに対する適切な対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが非常に重要となっています。

貴協会の加盟各社におかれましては、上記の趣旨を御理解いただき、青少年の安心・安全なインターネット利用に向けた丁寧な周知等、必要な措置を講じていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上